

適切な手順に基づく病院事業開始に向けた取組を求める決議

我々は、生駒総合病院閉院後、本市において小児2次、小児2次救急を始めとする政策医療が不足しているとの問題を認識し、また、暫定医療の措置もないままに放置されている状況をかんがみ、財政負担を懸念しつつも、本市の医療体制強化に向けた新たな病院事業に係る取組の推進を求める姿勢を持ち続けてきた。

平成20年2月20日に奈良県に生駒市立病院の開設に向けた事前協議書が提出され、平成21年2月20日に奈良県医療審議会において審査された後、奈良県が生駒市立病院に210床を配分したことを受けて、同年3月定例会において生駒市病院事業設置に関する条例の制定に関する議案が上程された。

同年6月議会において、生駒市病院事業設置に関する条例が修正可決されたことにより、病院事業推進委員会が設置され、生駒市新病院整備専門委員会の中間答申を引き継ぎ、病院事業計画案を作成するとともに、生駒市と指定管理者とが交わす協定書案を作成され、この成果を踏まえて奈良県に対する事前協議書の提出、開設許可申請の手続き、指定管理者の決定等が行われるものと考えていた。また、このことにより市民が求める病院事業の実現に向けて一歩前進したと考えていた。

しかしながら、病院事業推進委員会の設置を待たず、また同委員会における成果もないままに、今期定例会において「議案第77号生駒市立病院の指定管理者の指定について」が上程された。また、今期定例会に先立ち、市長は報道関係者に対し「本議案が否決された場合は、次回市長選挙、市議会議員選挙まで病院事業を凍結する。」旨の発言をされていた。

我々は、病院事業の凍結は、本市における医療の不足に係る問題解決をいたずらに遅らせるものであり、また奈良県から配分されている210床を維持することが困難となる可能性のある行為であると考えている。

先日、市長は「議案第77号生駒市立病院の指定管理者の指定について」の撤回を請求されたが、これまでの病院事業に係る市長の行動、発言には我々にとって理解しがたいものがあることから、あえてここに市長に対し、速やかに病院事業開始に向けた取組を適切な手順に基づき進められることを強く求める。

以上、決議する。

平成21年9月25日

生 駒 市 議 会